

## 会 議 録

|                    |  |   |   |
|--------------------|--|---|---|
| 会議の名称              | 令和2年度(2020年度)第1回豊中市同和問題解決推進協議会   |   |   |
| 開催日時               | 令和2年(2020年)10月23日(金) 午後7時～午後9時35分  |   |   |
| 開催場所               | 人権平和センター豊中 大集会室  | 公開の可否   | <input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可 |
| 事務局                | 人権政策課<br>教育委員会 学校教育課   | 傍聴者数  | 1人  |
| 公開しなかった理由          | —  |   |   |
| 出席者                | 委員   | ト田会長、若槻委員、長倉委員、宮前委員、酒井委員、重本委員、西田委員、中田委員、松村委員  |   |
|                    | 事務局  | 【人権政策課】<br>山本人権文化政策監、堀山参事兼人権政策課長、佐津川主幹兼人権平和センター館長、澤坂主幹、吉川主査、五十川主事<br>【教育委員会学校教育課】<br>金子主幹 |   |
|                    | その他  |   |   |
| 議題                 | 1. 会長の選出及び職務代理者の指名について<br>2. 協議会の公開等について<br>3. 第8期協議会の総括について<br>4. 第9期協議会の進め方及びスケジュールについて<br>5. 令和元年度(2019年度)人権についての市民意識調査結果について<br>6. 差別事象の報告について<br>7. その他 |   |   |
| 審議等の概要<br>(主な発言要旨) | 別紙のとおり   |   |   |

## 開会

人権文化政策監よりあいさつ（市長メッセージ代読）

### 案件1. 会長の選出及び職務代理者の指名について

- ・会長に卜田委員が選出され、職務代理者に若槻委員を指名した。

### 案件2. 協議会の公開等について

- ・会議は原則公開とし、非公開とする場合は会長に一任すると決定した。

### 案件3. 第8期協議会の総括について

- ・事務局から資料4・5・6により説明した。

○会長 第8期は市と協議会の考えに大きなずれがあり、その調整と方向づけを十分に議論できないまま終わったことは、第9期に積み残した大きな課題の一つである。

○委員 前期は今後豊中市を背負っていく若い世代の学生が委員として参加していたが、十分に考えや意見を引き出せず残念だった。

○委員 市の「人権に関わる教育・啓発に関する方針の点検を行い、後継指針を検討する」との考えに対し、協議会は、教育・啓発に限定せず、包括的に部落問題全体をとらまえたプランの改定といったことをすべきとし、市が進めようとしているところと協議会が提案したことがずれたままで第8期が終わっているという認識であることを共有しておきたい。

○会長 第8期の総括は、次の案件4. 第9期の進め方及びスケジュールにも関連するので、案件4で引き続き包括的に議論したい。

### 案件4. 第9期協議会の進め方及びスケジュールについて

- ・事務局から資料7により説明した。

○会長 今後の同和行政の方向性という大きなテーマは示されたが、具体的に何を意味しているのか、何を示していくのかについてご意見等いただきたい。

○委員 今後の同和行政の方向性は、教育・啓発に限ったものにするのか、広がりをもったものにするのか伺いたい。

●事務局 第7期協議会からいただいた答申やインターネット上の差別など社会状況の変化に伴い人権問題が複雑化していると認識しているが、同和行政基本方針については、基本的認識や基本目標という大きな方向性は変わっていないと考えている。前期の総括を受けた今期の委員の皆様からご意見をいただき、再度同和問題の解決に向けて行政の進むべき方向を前年度実施した人権についての市民意識調査結果もふまえて検討していきたい。

○委員 教育・啓発に限定するものではないと受け止めた。

●事務局 第7期協議会には、同和問題の解決に向けて教育・啓発の課題が待ったなしの状態の中で、具体的な取組みを示していただきたく諮問し、答申いただいた。前年度実施した人権についての市民意識調査結果を見ると、人権について進んだ部分もあるが一步、二歩後退しているところもあり、世代別にも課題があると感じている。市はこれに対応していく内容や方向性を示すことが喫緊の課題と認識しているが、委員の皆さまは広くとらえているということなので、今後調整が必要だと感じている。スケジュールとして同和行政の方向性という大きなテーマで示しているのは、全体的に進めるのか優先順位をつけて考えていくことなのかをふまえ今後の議論の中で出し方を考えていきたいということであり、限定することはしないがご理解いただきたい。

○委員 協議会として、今期の第5回目が終わった後に何ができあがっていたら、どうなっていたら任務を果たしたことになるのか。

●事務局 諮問した教育・啓発については、答申を受けて進めていく必要があり、その進行管理はお願いしたい。教育・啓発にとどまらないという話については、協議会で議論いただき、ともに考えていきたい。

同和行政推進プラン等には、まちづくり、人づくり、くらしづくりについても記載しており、期限は切れているが残っており、使えるところは使っている。それらをどう考えるのか提案することもあるかもしれない。まずは、あり方、方向性が求められている。すでに第8期に示したように人権に関する教育・啓発についての方針の点検を行い、後継指針を検討することも提案したい。

○委員 基本方針や推進プランを改定する方向で議論するということか。協議会から提案があったが、改定しないかもしれないということか。

●事務局 それは行政が作るもので、まずは行政の方で考えたうえで皆さんにもご報告させていただきたい。市としては、人権についての市民意識調査結果に基づく、教育・啓発の事業運営について皆さんにご意見をいただき業務に反映できるところを探していきたい。

○委員 前回の提案を受けて何かあるのかと思ったが、そこまではっていないということか。

○委員 同和教育は部落問題の解決をめざす中で教育の必要性があり始まった。答申が出て教育・啓発だけ指針を作ったとしても傷口にふたをするばかりで、立ち返って考え直さないといけない時が来る。いろいろ情勢も変わり新しい法律もできていることもふまえ、市として長期に渡って部落問題をどう解決していくかというプランや基本的な方針があつての教育ではないか。長期的な展望を持たないと意味のある議論はできないと思う。

最近小学校高学年の先生たちが部落問題学習をやってみようと教材探しや授業研究などをしていて、近々にない大きな動きで、学校現場を動かしたのは答申だと思っている。

小学校で部落問題と出会った子どもたちがどう生きていくのか、部落問題にどう向かっていくのかということを考えていくのがこの協議会ではないか。齟齬が出てきたらプランや方針は当然変わっていくべきで、答申には啓発のところにそういうことが書いてある。

●事務局 基本方針や推進プランという名称になるかどうかは別として、考え方、あり方、方向性を示すようなものは検討していくという認識には立っており、意見は大いに参考にさせていただく。

○会長 資料4の3. まとめの内容について、前向きに検討していく方向である。第9期として再度同じことを考えていきたいと出していく必要がある。枠組みについても検討すべきところはある。

同和問題をはじめ人権に関わる教育・啓発に関する方針の点検を行い、後継指針を検討するとの考え方を示したというのが市の立場で、ポイントの1つは同和問題をはじめ人権に関わるということで全般の中で捉えているというところがあった。もう1つは教育・啓発に関する方針という形で出ていた。協議会としては、同和問題という形で1つ立てて同和問題の独自性をきちんと考えていく必要があるのではないかと、人権に関わるという一般のところ流し込むということでもいいのかという意見が強くあった。もう1点に関しては、教育・啓発にとどまらずより包括的にということでも大きなずれがあったと認識している。第8期の総括ではそれをふまえ同和問題の方針を別途立てるべきではないかと、教育・啓発だけではなく包括的にと申し入れた。今期に関しても申し入れをしていく。

同和行政基本方針が1998年、同和行政推進プランが2004年で年限としてもかなり期間が経っていることが前期の中では指摘されていた。ただ、期間は過ぎているが基本方針もプランも生きていくという認識で、その方針にのっとってやっているということも確認した。

○委員 スケジュール案の第2回から5回までは同じことが書かれていて、日程だけでどのように議論するのか最終ゴールはどこかプロセスもよく分からない。何について考えて

いるのか、決まっていなかったのであれば状況を知りたい。

●事務局 行政内部での議論をふまえ、次回以降新たな方向性が定まった段階で協議会に報告することを考えている。

○委員 次回もう少し具体的なスケジュールの提案をいただき、それに対し意見したい。

●事務局 前期第8期の総括を引き継ぎ第9期としての意見をいただいた。方向性を出し、次回以降具体化し出していきたい。

○会長 まとめると、同和問題解決への方針を人権一般という形ではなく、同和問題という形に位置づけ市の方向性を検討していく必要があるのではないか、教育・啓発だけではない包括的なものを検討する必要があるのではないか再度確認して申し入れる。次回、方向性をいただき、その上で第3回、4回、5回の持ち方については再度議論する余地を残していただきたい。

第7期答申を出すにあたって協議会の提案により起草委員会を作って進めた。そういう進め方もあるのではないかと思う。

## 案件5. 令和元年度(2019年度)人権についての市民意識調査結果について

・事務局から資料8により説明した。

○会長 若い世代に関してしんどい状況があることが見えてきたかと思う。

○委員 同和教育の推進が重要であるという文言が出てきている。取り組まずに自然になくなっていくことは絶対になく、進めていかなければいけないと分かっているが、教育現場は多忙であり、どういうふうに進めていったらいいか具体が分からない、でもやらなければいけないという悩みを感じている。

○委員 地域のフィールドワークで、豊中の水平社発祥の地の公園を案内してもらった。それをなぜもっと知らせないのか。立札でもあれば、知らない子どもがその公園に遊びに来て、水平社とは何か、そこで部落問題学習なり同和教育を教える、親としても教えるきっかけになるのではないか。身近に部落問題学習や人権学習教材は探せばあり、それを拾い上げて自分の子どもに教える、人に話をすることも大事なことだと思う。

○委員 結婚に際して同和地区の人であったらどうかという項目で3分の2は問わないということで、自分の親の世代に比べるとうんと啓発が進んだと思うが、裏を返せばあと3分の1がいる。行政は3分の2を見て評価しているのか、3分の1を見ていいのか方針と

して打ち出していくべき。

○委員 私は前回分析に携わっている。部落問題に対する差別的な発言を聞いたことがあるかないかについて、前回と比べて「聞いたことがない」が倍近くになっているが違和感がある。意識調査は市民全般に聞くが、部落の人に聞いた場合は全然違うデータが出てくると思う。聞いたことがないが増えていいと思っただけではないかと思う。経年変化を見る必要はあるが、当事者の差別の実態を見ていくような視点もいるのではないか。

○委員 聞いたことがなくても、見たことはあるのではないか。人と話をしなくてもインターネットで調べたら出てくるので、不思議に思ったら調べて見て知ることがあると思う。ずっとこの調査方法でいいのかという疑問はある。数字があまり変わっていないところは、前回の調査からどのような啓発をしたのかという総括がいるのではないかと感じた。

●事務局 前回までは、「これまでに」同和問題に関して次のような発言を直接聞いたことがあるかという問になっていたが、今回はより今の実態が分かるように「この5年間に」という文言をつけ加えて調査したため、大きく数値が変わるといった結果になったことを補足する。

○委員 前は人権まちづくりセンターについて聞く項目があったのではないか。

●事務局 この調査については、人権文化のまちづくりをすすめる協議会に諮りながら進めており、経年比較のため基本的には調査項目は変えていないが、今回新たに性的マイノリティに関する意識の状況とインターネットに関する書込みや差別などに関する意識の状況の項目を新たに加えたことにより、センターの認知度を聞く項目については外した。人権文化のまちづくりをすすめる協議会委員の中には、センターの認知度は調査項目として必要ではないかという意見もあった。

○委員 この間の施策の効果について、その項目があれば分かるのではないかと思った。  
また、経済的、生活に苦しいことで余裕がなくなりいろいろな行動や発言につながっている可能性があるため、経済的な状況が厳しくなったかどうかとも聞くとういのではないか。

○委員 今後の教育・啓発を考えると、小学校高学年や中学生、または啓発すべき人である教員に対するアンケートをし、実態を受けて今後どのような教育がなされていくのかという見方もあるのではないか。

○委員 部落問題の学び方は講演会やフィールドワーク、広報で取り上げるなどいろいろ

ある。何かしら取り組んでいかないと絶対によくならず、取り組むことで少しずつでも成果が上がっていくと思うので、調査結果をふまえ、市には今後も力を入れていてもらいたい。

○会長 意見にあった3割しかいないと考えるのか、3割もいると考えるのかどちらを見るのかは非常に重い。特に当事者は、だんだん減ってきて3割しかそういう意識を持っている人がいなくなったとは捉えられないわけで、世の中に3割もそういう人がいるという話である。その視点をわれわれは共有しながら、報告書の結果をふまえ今後の議論を進めていきたい。

## 案件6. 差別事象の報告について

・事務局から資料9により報告した。

○委員 図書館職員の対応として、「地域のことでいわれのない差別に苦しんでいる人がいることを伝えた」とある。部落差別のことはいわれのない差別とよく言われ、差別される側からすると、生まれたところでなぜ差別されなければならないのか、根拠も何もない。ところが、差別する側からすると根拠はあり、歴史的・政策的に時の為政者によって作られてきたわけで、それをいわれのない差別と言い切ってはいけない。いわれはあるのだから、いわれのない差別というのは変えてほしい。

○会長 実際にこのように答えたということだが、資料の文言をどうするのかという問題と同時に、市の職員に対して今指摘のあった内容をどう一緒に考えていく機会を作るのかということが重要になってくる。そういう意味でこの対応をしたと分かるように残しておくことによって、市の課題とするという考え方もあるのではないか。

この対応を見ていると、まず、なぜそういうことを聞くのかということを中心にしながら、問合せをしてきた人の認識を聞いていき、その上で教育・啓発につなげていくというような流れが基本的な対応として市は共通理解を持っているということがうかがえるが、基本の考え方を聞きたい。

●事務局 市では地区問合せの対応について示したものを作成し、先ほど会長がおっしゃったように、まず相手の状況や真意を聞き、傾聴しながら気づきを与えるという取り組みをしている。

○委員 先ほどの意見のいわれがあるかないかはどの立場に立って見るかで違ってくる。いわれがあるかないかを説明する必要はなく、住んでいるところを理由に差別される人がいるから詮索するのは差別に加担することになることを伝えたらよかったのだと思う。

会長もおっしゃったように、このように対応したということなので、表記自体を変える

ことはできないのだろう。今後市がいわれのない差別ということを職員として言っていくのかどうかは検討してもらわなければいけないことだと思う。

○委員 そういった認識を深め、丁寧に理解していくような話を庁内でしてほしいという要望である。

○委員 前にも言ったが、部落地区という言葉は「同和地区地区」のような重ねた言い方で変な造語であり、問題をややこしくするため、部落というふうに端的に表現する方がいい。

○会長 まとめると、記録として対応はその通り正確に残していくことが必要であり、対応や言葉の使い方に課題があった場合は市の対応マニュアルや職員への教育・啓発において見直す機会に捉えていく必要があり、精査いただきたい。

○委員 人権政策課が把握した事象に限っているとあるため、タイトルは発生状況ではなく認知状況の方がいいのではないか。

○委員 昨年9月に総合計画審議会で私自身が聞いている事案がなぜここに入っていないのか聞きたい。

●事務局 発言の真意を確認することが重要だが、コロナ等もありなかなか発言者に接触できていない。文書によるやり取りをしているが、差別事象かどうかの判断ができていない状況である。

○委員 電話であれば真意は分からなくても載せており、この件も真意が分からなくても載せるべきである。南部の開発が進んでいないのは部落があったからではないかと悪いことと結びつけて部落を言った。誰がどう聞いてもあの文脈は差別的だった。部落があるかないかということを詮索するのは問題であり注意はするが、それが差別だとは一概に言わない。悪い文脈で出したから、真意はともかく文脈上は差別なので載せるべきだと思う。そうでないと真意を量らないと載せられないことになる。真意を量ってからでないところに載せられないとはどういうことなのか。

●事務局 発言があったのは総合計画審議会で、その担当部局が現在発言者に対して電話等で接触している。ここに掲載しているものは部落差別として確定したものである。発言者は部落という言葉を使っており、この部落が被差別部落あるいは同和地区をさすものかを今現在確認している。その内容、真意が分かった段階で一連の取りまとめをしていく予定である。



○委員 こういう事象があり、協議中であるという報告があってもいいのではないか。

●事務局 ここでは確定したものを掲載している。前回11月の審議会で委員からこういうことがあったと発言があったことに対して、現状の報告はするべきであった。今は本人に状況確認をしている最中のため、まとまりしだい報告したいと考えている。

○委員 総合計画審議会で差別発言があったことを認めにくいから慎重になっているのか。

●事務局 認めにくいということではなく、発言者本人がどういう趣旨、目的、意思、意味で言っているのか明確にしたいということである。言葉だけを捉えてこういうことですかということではなく、本人がそれを認める、あるいは、私の真意はこうだということをも明確に伺いたい。それをもってまとめていきたいということである。

○委員 行政として、これは差別か差別でないかという基準が相手しだいでぶれている。これは市としてだめだということをまず認識していないというところに腹が立っている。

○委員 差別は悪意がなくてもある。何気なく言うところこそ現実社会の差別は出てくる。使われた文脈でいうと差別でしかありえない。あった事象として市として問題だという認識に立たないと、本人がそんな意図ではないと言ったら載せないというのは違う。総合計画審議会の他の委員も差別だと理解しており、私だけがそう捉えていたわけではない。

○委員 部落差別は犯罪である。部落問題学習の基本は歴史などの科学的な認識であり、同時に大事なものは差別を許さない、憎む感性である。その感性が市には感じられない。

○委員 本人へ聞き取りしたことを市の行政や教育に活かしてもらわないと意味がない。

○会長 この報告は必ず協議会にあるが、どういう形で掲載しているのかこれまで十分認識せずにきていたところがある。何をもちここに掲載する基準にしているのか検討する必要が出てくるのかと思う。指摘の発言の経過報告とともに検討いただきたい。

## 案件7. その他

- ・事務局から、今後、会議のリモート開催を進めていくことを説明した。
- ・次回の会議は、改めて日程調整のうえ決定することを説明した。

## 閉会